

令和2年6月25日

保護者 各位

上市町教育委員会

今後の感染症による臨時休業等についてのお知らせ（第31報）

国から5月22日付けで示されていた「学校の新しい生活様式」について、6月16日時点での感染状況やこの感染症についてわかっていることに基づいた改訂が行われました。

その中で、この感染症については、まだ、不明な点が多く、有効性が確認されたワクチンがないことや国内外の感染状況から、私たちには、長期間この感染症と共に生きていくことが求められていることが示されています。

このため学校においても、これまでのように「3密」を徹底して避け、「マスクの着用」や「手洗いの励行」など基本的な対策を継続する「新しい生活様式」に従い、感染とその拡大のリスクを可能な限り低くする中で、教育活動を続けながら、子どもたちの学びを保障していくことが必要となります。

今回の改訂では、地域での感染者等の確認の有無に応じた、今後の感染症による臨時休業等について、基本的な考え方が下記のように示されていますのでお知らせいたします。

記

【地域で感染者が発生していない場合】

これまで通り、感染防止に注意しながら、「新しい生活様式」で生活を続けます。

【地域で感染者が発生した場合】

ただちに、地域一律の臨時休業を行うものではありません。

- ・ 地域における感染経路がすべて判明し、学校関係者とは接点が少ない場合、臨時休業の必要性は低いものとなります。

【児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合】

濃厚接触者が特定されるまで、その学校の全部又は一部が臨時休業となります。

- ・ 厚生センター等の調査から、感染者や濃厚接触者が出席停止となります。さらに、校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級や学年単位又は学校全体の臨時休業となります。